

【健康ふれあいセンターを休館します】

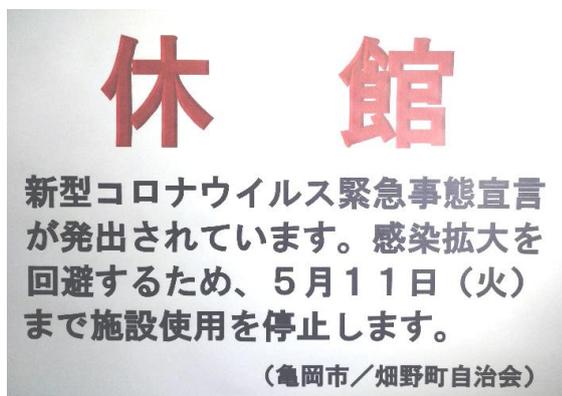
新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受け、京都・大坂・兵庫の関西 3 府県に特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

今回で3度目となる緊急事態宣言は、感染力が強く重症化に至りやすい「変異株」の拡大が特徴で、これまで以上の警戒が求められています。

この緊急事態宣言の発出を受けて、「畑野健康ふれあいセンター」及び「畑野町公民館」の利用を停止します。

利用停止の期間は、宣言発出期限の令和3年5月11日（火）までとしますが、今後の感染状況により、期間延長もあります。

なお、自治会事務所の執務にあっても、緊急事態宣言期間中は、午前9時から正午までとして、午後の執務を休んでいますのでご注意ください。



京都府から府内全域に対し、不要不急の外出、帰省、行楽等は控えてできるだけ「人流を減らす」行動が要請されています。

ゴールデンウィークを楽しみにしていろいろとご予定もあろうかと思いますが、何とぞご自身やご家族、大切な方の命を守る行動に、ご理解とご協力をお願いします。

今の頑張りが、この危機を乗り越え、感染拡大を抑え込むターニングポイントであるともいわれています。不安と自粛を強いられる生活が続きますが、感染防止と行動変容に頑張っていきましょう。